

空家等対策計画2020の進捗状況(令和4年度報告)(案)(令和5年3月末現在)

推進施策(一部抜粋)

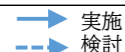
基本方針	推進施策	具体化する施策(太字は重点施策)	計画期間(年度)					R4年度の状況			R5年度の方針	
			R2	R3	R4	R5	R6	PLAN 計画	DO 実施	CHECK 評価	ACTION 改善	
基本方針1 情報提供・啓発 の充実	①市民の意識の涵養(か)ヨカ)	空家ハンドブック・チラシ等の作成・配付を継続して行い、適切な管理手法や活用方法、相談のフロー、相談窓口を紹介することで、所有者等の意識啓発を行います。							パンフレットの配布	パンフレットの配布(家屋の管理を依頼する文書に同封、窓口等に配架)	A	パンフレットの配布、各団体との連携にあわせ改訂を検討
	⑤所有者等の理解増進	所有者等に対して適切な管理の必要性や支援制度などに関する文書の送付を行うことにより、適切な管理を促します。							相談案件、Dランク物件、特定空家等候補物件の所有者へ送付	相談121件のうち、65件文書送付【参考資料1】	A	相談案件、Dランク物件、特定空家等候補物件の所有者へ送付
	⑥相談体制の整備	「空家等」に関する総合相談窓口「すいた空家110番」を設置し、ワンストップで対応ができる体制を構築します。							総合相談窓口の設置準備	連携に向けた調整はR5年度に延期【感染拡大防止対策(接触機会の回避)のため】	B	不動産団体と実施可能な体制について引き続き協議
基本方針2 地域・関係機関との 連携	⑧民間団体との連携	「空家等」の利活用や適切な管理の促進に向けて、各種専門団体、大学、企業、NPO等と、「空家等」に関する情報共有などの連携を行うための体制を整備します。							総合相談窓口の設置準備	連携に向けた調整はR5年度に延期【感染拡大防止対策(接触機会の回避)のため】	B	不動産団体と実施可能な体制について引き続き協議
		「空家等」の管理代行や修繕、除却、除草等の所有者等からの相談に対して、迅速に適切な対応をするため、シルバー人材センターや各種専門団体と連携します。								連携に向けた調整に着手(総合相談窓口の設置とあわせて検討)	連携に向けた調整はR5年度に延期【感染拡大防止対策(接触機会の回避)のため】	B
基本方針3 空家等の利活用及び 市場流通の促進	⑪市場流通の促進	空き家バンク制度の普及・利用を促進します。							空き家バンク制度の普及・利用の促進	ホームページ、パンフレット(推進施策①)等で制度を周知	A	普及・利用の促進施策の検討
	⑬除却の支援	「空家等」の解体撤去及び跡地の整備費用、仏壇などを含む家財の処分費用の一部の補助制度を検討します。							補助制度の調査・研究	他市の事例の調査・研究	B	補助制度の調査・研究
基本方針4 地域の安全の確保	⑭空家等の状況把握	「空家等」や空地情報を把握するための「空家等」パトロールの実施に向け、自治会などと連携します。また、居住実態や「空家等」となりそうな物件の把握と、管理不全の「空家等」となることの未然予防のため、福祉部、吹田市民生・児童委員協議会等と連携します。							連携に向けた調整	C、Dランクの空家を対象に実態調査を実施【参考資料2】 連携に向けた調整はR5年度に延期【感染拡大防止対策(接触機会の回避)のため】	B	連携に向けた調整
	⑮法定外空家等への体制の整備	長屋の一部空き住戸に対する体制を整備します。 危険な「空家等」に対する緊急安全措置が行える体制を整備します。							条例の制定	吹田市空家等の適切な管理に関する条例を制定し、法定外空家等への措置や緊急安全措置を規定【参考資料3,4】	A	条例の運用
	⑯特定空家等に対する措置	特定空家等に対しては、空家法に則り、「助言又は指導」、「勧告」、「命令」、「代執行」の措置を講じます。							特定空家等への措置の実施、新たに特定空家等を認定	特定空家等の認定2件、指導1件、勧告2件、命令2件、行政代執行1件	A	特定空家等への措置の実施、新たに特定空家等を認定

総合評価

成果目標の達成状況

【事務局の意見】 ・特定空家等への措置については、計画どおり進めることができました。 ・所有者等への粘り強い働きかけを含めたこれまでの取組により、特定空家等相当の空家等は減少しました。今後も各種施策の一層の推進により、特定空家等相当の発生を抑制することが必要と考えます。	【空家等対策会議の評価】	総合評価	<p>成果目標 計画期間内の5年間で、吹田市空家等実態調査で判定した危険度の高いDランクの空家等(122件)の解消を目指します。</p> <p>特定空家等相当の空家等(評点100点以上)に適切な管理を促す</p>	<p>推進施策②⑯のとおり文書送付や特定空家等への措置を実施</p> <p>特定空家等相当の空家等件数 策定時(R1年度):122件 R2年度:42件(Dランク30件、その他12件) R3年度:46件(Dランク25件、その他21件) R4年度:26件(Dランク7件、その他19件)</p>	B	特定空家等相当の空家等(評点100点以上)に適切な管理を促す

【凡例】



進捗評価

S:目標を大きく達成している、又は目標の達成に向けて計画以上に進んでいる。
A:目標を達成している、又は目標の達成に向けて計画どおり進んでいる。

B:目標を達成していない、又は目標の達成に向けた進捗が少し遅れているが、計画最終年度には目標を達成する見込みである。
C:目標を大きく下回っている、又は目標の達成に向けた進捗が遅れており、取組の強化が必要である。